

平成30年 第10回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	平成30年11月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	平成30年11月26日 午後1時30分 平成30年11月26日 午後2時30分			議長 京谷 常美 議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 12名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	青山 晴重	○	10	小山 隆顕	×
	2	平尾 博	○	11	小林 忍	○
	3	澤田 英雄	○	12	星 博明	○
	4	堤 寛	○	13	村上 正弘	○
	5	原田 尚一	○	14	京谷 常美	○
	6	塩野谷幸一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	中川 俊司	×			
	9	西岡 正雄	○			
会議録署名委員	5 番	原田 尚一		6 番	塩野谷幸一	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 八 子 和 行		事務局員 村 上 友 和	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (H30.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、平成 30 年第 1 0 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
	議長	本日の出席委員は 1 2 名でございます。 本日の欠席委員は、8 番中川俊司委員、10 番小山隆顕委員の 2 名でございます。
		したがって、総会は成立いたします。
日程 1 会議録署名委員	議長	日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、5 番の原田尚一委員及び 6 番の塩野谷幸一委員にお願いいたします。
日程 2 会期の決定	議長	次に、日程第 2 会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日といたします。
日程 3 議案 1	議長	次に、日程第 3 議事に入ります。
	議長	議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります原田尚一委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	地区委員	何も問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番の件は可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、2 番の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)

議 事 の 経 過 (H30.11.26)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 2	事務局長	以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります原田尚一委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	地区委員	何も問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件は可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。ご審議方よりしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました小林忍委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	小林委員長	11月16日に、京谷会長、小山委員、私と事務局2名とで、 の立会いのもと、現地調査をいたしましたが、農地としては全く利用価値のない場所でありまして、生活のためには、このような選択をせざるを無かったという事情もありますので、やむを得ないことと認められます。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
議案 3	議長	質疑、ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第3号「農用地利用集積計画（利用権移転）の諮問について」の件を、議題といたします。

議 事 の 経 過 (H30.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 4	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりしくお願いいたします。
	議長 議長 議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑、ございませんか。 質疑が無いようですので、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権移転)の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第3号「農用地利用集積計画(利用権移転)の諮問について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第4号「洞爺湖町農業委員会の委員選任に関する申し合わせについて」の件を、議題といたします。
	事務局長 議長 議長 議長	事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑、ございませんか。 質疑が無いようですので、議案第4号「洞爺湖町農業委員会の委員選任に関する申し合わせについて」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長 議長	異議なしと認めます。よって議案第4号「洞爺湖町農業委員会の委員選任に関する申し合わせについて」の件は、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。平成30年 第10回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。
閉会	議長	